

○射水市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成17年11月1日

告示第51号

改正 平成18年9月29日告示第161号

平成21年4月1日告示第68号

平成23年5月31日告示第87号

平成27年12月28日告示第210号

平成28年3月31日告示第109号

(目的)

第1条 この要綱は、射水市に居住する認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者又は、射水市が支援する知的障害者及び精神障害者(以下「認知症高齢者等」といふ。)の成年後見制度の利用を支援することにより、認知症高齢者等の権利の擁護を図ることを目的とする。

(審判請求)

第2条 市長は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定に基づき、当該各規定に定める者(以下「審判の対象者」といふ。)につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法(明治29年法律第89号)第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求(以下「審判請求」といふ。)を行うものとする。

(審判請求の判断基準)

第3条 市長は、審判請求を行う必要性の可否についての判断に当たっては、審判の対象者に関し、次に掲げる事項を総合的に勘案して決定するものとする。

- (1) 事理を弁識する能力の程度
- (2) 2親等内の親族の存否、3親等又は4親等の親族による審判の対象者保護の可能性及び当該親族が審判請求を行う見込み
- (3) 市又は関係機関が行う各種支援施策の活用の適否
- (4) 生活、資産及び収入の状況

(審判請求の費用負担)

第4条 市長は、家事事件手続法(平成23年法律第52号)第28条第1項の規定により、審判請求に係る費用(以下「審判請求費用」といふ。)を負担する。

(審判請求費用の求償)

第5条 市長は、前条の規定により負担した審判請求費用について、審判の対象者又は当該関係者が負担すべきであると判断したときは、家庭裁判所に対し、家事事件手続法第28条第2項の規定に基づく費用負担を命ずる審判の申立てを行うものとする。

(助成措置)

第6条 市長は、審判請求により後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた者(以下「成年被後見人等」という。)が、次の各号のいずれかに該当する者である場合は、当該成年被後見人等に対し、成年後見人、保佐人又は補助人(以下「成年後見人等」という。)への報酬に対する助成措置として成年後見制度利用支援事業助成金(以下「助成金」という。)を支給する。

(1) **生活保護受給者**

(2) 資産・収入等の状況から、前号に準じると認められる者

2 助成金は、家庭裁判所が決定する成年後見人等の報酬額とする。ただし、社会福祉施設に入所している者については月額1万8,000円を、その他の者については月額2万8,000円を上限とする。

(助成金の支給)

第7条 助成金の支給を受けようとする成年被後見人等(次項において「申請者」という。)は、成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書(様式第1号。次項において「支給申請書」という。)に報酬付与の審判の決定通知書の写し及び家庭裁判所に提出した財産目録の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する支給申請書及び添付書類の内容を審査の上、助成の要否を決定し、成年後見制度利用支援事業助成金支給決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

3 助成金は、助成金の支給決定を受けた成年被後見人等からの請求に基づき、支給するものとする。

(後見人等の報告義務)

第8条 助成金の支給を受けている者の成年後見人等は、助成金の支給を受けている者の資産状況及び生活状況等に変化があった場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(助成金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けた者があるときは、その者に対して、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の新湊市成年後見制度利用支援事業実施要綱(平成16年新湊市告示第28号)又は小杉町成年後見制度利用支援事業実施要綱(平成16年小杉町告示第10号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年9月29日告示第161号)抄

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日告示第68号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成23年5月31日告示第87号)

この告示は、公表の日から施行し、平成23年度分の助成金から適用する。

附 則(平成27年12月28日告示第210号)

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第109号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書

射水市長

次のとおり関係書類を添えて申請します。

		申請日	年 月 日														
申 請 者	氏名		個人番号	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
	住所	〒	電話番号 ()														
代 理 人	氏名		印	申請者との 関係													
	住所	〒	電話番号 ()														
生活保護受給の有無等	<input type="checkbox"/> 有(年 月 日～) <input type="checkbox"/> 無																
助成の種類	後見人等報酬 金 円 (※報酬付与の審判の決定額)																

成年後見制度利用支援事業助成金支給の要否 (この欄は記入しないでください。)

- | | | |
|---|----------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 助成金支給 (支給額 円) | <input type="checkbox"/> 生活保護受給者 | <input type="checkbox"/> 生活保護受給者に準ずると認められるため |
| (理由: <input type="checkbox"/> 生活保護受給者) | | |
| <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> <input type="checkbox"/> 預貯金額 円
 <input type="checkbox"/> 年金額 円
 <input type="checkbox"/> 他の収入 円 </div> | | |

不支給

理由

※申請に当たっては、審判の決定通知書の写し及び家庭裁判所に提出した財産目録の写し（これに相当する書類として家庭裁判所が受理したもの）を添付してください。

様式第2号（第7条関係）

第 年 月 日
号

様

射水市長

印

成年後見制度利用支援事業助成金支給（不支給）決定通知書

さきに申請のありました成年後見制度利用支援事業助成金について、次のとおり決定しましたので通知します。

申請者氏名	
代理人氏名	
申請年月日	年 月 日
決定年月日	年 月 日
助成の種類	後見人等報酬
決定事項	支給・不支給
支給の金額	円
不支給の理由	

振込先	金融機関名	
	支店名	
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に射水市長に対し審査請求することができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、射水市を被告として(訴訟において射水市を代表する者は射水市長となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

様式第1号(第7条関係)

様式第2号(第7条関係)